

保険募集の業務に関する基本方針

令和8年7月8日改定

当代理店は、以下のとおり保険募集の業務に関する方針を定め、これに基づき適切な募集活動および代理店運営等を行う。

1. 保険募集の業務に関する規則

(1) 当代理店は、保険募集の業務については、所属保険会社が提供する「コンプライアンス・マニュアル」「ハンドブック」を当代理店の社内規則と位置付ける。

(2) 当代理店は、保険契約の募集、契約後のお客さま対応、お客さま情報の管理等を適切に行うため、法令および所属保険会社が提供するマニュアル等を遵守する。

2. 使用人に対する教育・管理・指導

(1) 当代理店は、保険募集に従事する使用人が法令や社内規則等に沿って適切な募集活動等を行えるよう、所属保険会社が実施する研修及び自社研修に対象者を参加させ、その育成や資質の向上を図る。

(2) 当代理店は、保険募集の業務の実務責任者として「業務管理責任者」を定める。業務管理責任者は、保険募集に従事する使用人に対する日常的な指導管理を行う。

3. お客さま情報の管理

(1) 当代理店は、お客さま情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令や社内規則等に沿って、適切な管理を行う。

4. 苦情等への対応

(1) 当代理店は、お客さまからの苦情等が発生した場合は、所属保険会社に速やかに報告するとともに、必要に応じて、改善策を策定・実施する。

5. 業務管理（点検等）

(1) 当代理店は、当基本方針や社内規則等に沿った適切な業務運営が行われているかを確認するために、当代理店と所属保険会社が共同で定期実施する代理店点検の際に行う自主点検により、代理店業務の適切性を確認する。

(2) また、当該点検において不備が検出された場合には、速やかに改善策を策定・実施する

とともに、代理店業務の一層の品質向上につとめる。

6. お客さまの誤認防止

（１）当代理店は、保険会社のために保険契約締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行わない。

7. 社会保険（健康保険および厚生年金保険）に関する諸手続きや届出

（１）当代理店は、社会保険（健康保険および厚生年金保険）に関する諸手続きや届出を適切に行い、社会保険料負担の潜脱行為等の疑義が生じないよう、体制整備を適切に行う。

8. 再委託禁止の遵守

（１）当代理店は、再委託の禁止を順守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱行為を行わないことを徹底する。具体的には、代理店自己点検で体制整備の確認を行う。

9. 不適切な評価体系の策定禁止

（１）当代理店は、保険募集に従事する使用人に対する不適切なインセンティブとなるような評価体系（営業目標、人事・業績評価等）を策定しない。

10. 過度な業績重視の報酬体系策定禁止

（１）当代理店は、適切な保険募集態勢を確立する観点から、保険募集に従事する使用人に対する過度な業績重視の報酬体系を策定しない。

11. 過度の便宜供与の禁止

（１）当代理店は、保険募集の業務において保険会社等に対する過度な便宜供与の要求及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることを禁止する。

12. 保険会社からの出向に係る措置

（１）当代理店は、保険会社からの出向者を受け入れる場合は、受け入れる態勢を整える。具体的な留意事項は代理店自己点検で確認する。

13. 代理店募集人の本人契約に対する報酬等の不給

（１）当代理店は、代理店の募集人が当該募集人自身を契約者または被保険者とする契約（本人契約）を取り扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該契約の対価）を支払うことは、保険料の割引・割戻に該当する懸念があるため、支払わないよう態勢を整備する。

（２）また、報酬の支払いだけでなく、人事評価査定など当該募集人の給与と何らかの影響がある場合も、保険料の割引、割戻しに該当する懸念があるため評価に含めないよう態勢を整備する。

14. 代理店募集人の家族契約に対する報酬等の不給

（１）代理店の募集人が、「当該募集人と生計を一にする家族を契約者または被保険者とし、かつ当該募集人が実質的に保険料を負担する※」契約（家族契約）を取り扱った場合に、保険会社から代理店に支払われた当該契約取扱に対する報酬を当該募集人に支払うことは、保険料の割引・割戻しに該当する懸念があるため、支払わないよう態勢を整備する。

※当該募集人自身が、保険料の振替口座名義人になっている。

（２）また、報酬の支払いだけでなく、人事評価査定など当該募集人の給与と何らかの影響がある場合も、保険料の割引、割戻しに該当する懸念があるため評価に含めないよう態勢を整備する。

15. 比較説明・推奨販売

（１）当代理店は、以下のとおり比較説明・推奨販売に関する方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行う。

<方針>

当代理店は、下記乗合店である生命保険会社の商品の中から、お客様のご意向に合った商品を比較説明・推奨販売を行う。

- ①大同生命保険株式会社
- ②T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- ③日本生命保険相互会社
- ④第一フロンティア生命保険株式会社
- ⑤第一ネオ生命保険株式会社
- ⑥ジブラルタ生命保険株式会社
- ⑦朝日生命保険相互会社
- ⑧三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ⑨三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

（２）当代理店は、比較説明・推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証し、必要に応じて改善を行うために、以下の①～③に関する記録を保存する。

- ①契約内容（契約日、契約者・被保険者、保険会社、保険種類等）
- ②推奨方法・推奨理由（方針に沿った推奨を行ったか、他に顧客からの要望等があった場合はその内容）
- ③提案から加入までの状況

16. 募集関連行為従事者の管理

当代理店は、募集関連行為従事者（一般的な保険商品の情報提供を共同で行う）である、三井住友海上あいおい生命保険株式会社が、保険募集に該当する行為などの不適切な行為を行わないよう、適切に管理を行う。

以上